

朝日町空き家等バンク利用促進補助金のご案内

1 目的

朝日町空き家等バンクに登録された物件の利用を促進するため、空き家等の片付け費用等に対し支援するものです。

2 補助の対象

- (1) 対象物件 空き家等バンクに登録している空き家又は空き店舗
- (2) 対象事業 当該空き家等バンク登録物件の所有者等又は利用者が行う次の事業
- 空き家等バンク登録物件に現存する家財道具の搬出及び処分
 - ・具体例としては、クリーンセンターや業者にゴミの処分を依頼する際の手数料や、運搬に要するコンテナやトラックなどの賃借料などに必要な経費です。(売却して収入を得る場合は対象外です。)
 - 空き家等バンク登録物件の清掃又は樹木の伐採
 - ・事業に要する経費としては、家屋や小屋の清掃などを事業者へ委託する経費、敷地の樹木の伐採の経費その他の必要な経費です。

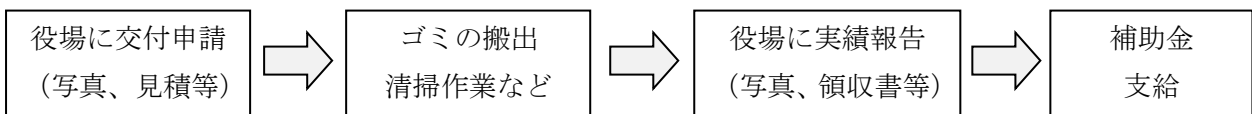
3 補助金の額

1件あたり、30,000円または事業費（実際にかかる金額）のいずれか低い額

4 条件

空き家等バンク登録物件に対しこの補助金を使用できるのは、1回限りとする。

5 手続き関係



※不明な点は、下記の担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

朝日町政策推進課 総合戦略係

電話 0237-67-2112

Fax 0237-67-2117

Eメール seisaku@town.asahi.yamagata.jp